



金 沢 市 公 報

第 3 0 6 9 号 の 4

令和4年(2022年)3月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則	
●規 則		(総務課)	7
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (デジタル行政戦略課)	1	○市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則 (経営企画課)	8
○金沢市公文書館条例の施行期日を定める規則 (文書法制課)	1	○金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課)	9
○金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (図書館総務課)	1	○職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)	9
○金沢市公報規則の一部を改正する規則 (文書法制課)	2	○職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 (")	10
○金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則 (デジタル行政戦略課)	2	○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (")	10

規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第4号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正)

第1条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則(昭和53年規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表中「泉野図書館長」を「泉野図書館長 玉川こども図書館長」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和60年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条の2の表中「、事業ごみ対策室」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市公文書館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第5号

金沢市公文書館条例の施行期日を定める規則

金沢市公文書館条例(令和4年条例第1号)の施行期日は、令和4年4月17日とする。

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者
金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第6号

金沢市図書館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市図書館条例の一部を改正する条例（令和4年条例第12号）附則ただし書に規定する規則で定める日は、令和4年4月17日とする。

金沢市公報規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月11日

金沢市長職務代理者
金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第7号

金沢市公報規則の一部を改正する規則

金沢市公報規則（昭和50年規則第9号）の一部を次のように改正する。

- 第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「、登載及び配付」を「及び登載」に改める。
- 第2条に見出しとして「(登載事項)」を付する。
- 第3条に見出しとして「(発行日等)」を付する。
- 第4条に見出しとして「(番号)」を付する。
- 第5条に見出しとして「(登載手続)」を付する。
- 第6条に見出しとして「(発行手続)」を付する。
- 第7条を次のように改める。

(閲覧)

- 第7条 公報は、インターネットを利用して一般の閲覧に供するものとする。
 - 第8条を削る。
 - 第9条に見出しとして「(雑則)」を付し、同条を第8条とする。
- 附 則
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年3月11日

金沢市長職務代理者
金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第8号

金沢市補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市補助組織及び分掌事務規則（平成23年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中

	国際交流課 交流戦略推進室	国際交流係	を
	国際交流課	国際交流係	に、
文化スポーツ局 オリンピック 関連事業推進 室	文化政策課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史都市推進課 用水・惣構堀保全室 町家保存活用室	企画係 振興係 文化財保護係 企画庶務係 保存整備係	を

文化スポーツ局 国民文化祭推進室	文化政策課 文化財保護課 埋蔵文化財センター 歴史都市推進課	企画係 振興係 文化財保護係 用水・歴史景観係 歴史建造物係	に、
---------------------	---	--------------------------------------	----

	労働政策課 働き方改革推進室	労働政策係	を
--	-------------------	-------	---

	労働政策課	労働政策係	に、
--	-------	-------	----

市民局	市民協働推進課 地域コミュニティ活性化推進室 市民活動サポートセンター 金沢学生のまち市民交流館	市民協働推進係	を
-----	---	---------	---

市民局	市民協働推進課	市民協働推進係	に、
-----	---------	---------	----

「受付第2係 受付第3係」を「受付第2係」に、「記録係」を「戸籍係」に、

	ごみ減量推進課 家庭ごみ対策室 事業ごみ対策室	企画庶務係 分別推進係	を
--	-------------------------------	-------------	---

	ごみ減量推進課	企画庶務係 家庭ごみ対策係 事業ごみ対策係 分別推進係	に
--	---------	-----------------------------	---

改める。

第4条の表中

	交流戦略推進室	2 姉妹都市等との国際交流に関する事項 3 公益財団法人金沢国際交流財団に関する事項 1 国際交流の活性化に向けた戦略の総合的な推進及び連絡調整に関する事項	を
--	---------	--	---

		2 国際交流の活性化に向けた戦略の総合的な推進に関する事項 3 姉妹都市等との国際交流に関する事項 4 公益財団法人金沢国際交流財団に関する事項	に
--	--	--	---

改める。

第5条の表中

		5 公印に関する事項 6 公平委員会に関する事項 7 知的財産権に関する事項	を
--	--	--	---

		5 特定歴史公文書等の保存、利用等に関する事項 6 公文書館に関する事項 7 公印に関する事項	に
--	--	---	---

		8 公平委員会に関する事項	}
		9 知的財産権に関する事項	

改める。

第6条第1項の表中「企画庶務係」を「用水・歴史景観係」に、

「		3 公益社団法人金沢職人大学校に関する事項	を
		4 課の庶務に関する事項	
		5 他係に属しない事項	
	保存整備係	1 伝統的建造物群保存地区に関する事項	
	2 こまちなみの保存育成に関する事項		
		3 寺社風景の保全に関する事項	
		4 歴史建造物の保全及び整備に関する事項	
		5 歴史のみち筋の整備に関する事項	
	用水・惣構堀保全室	1 用水・惣構堀の保全に関する事項	
	町家保全活用室	1 町家の保全及び活用に関する事項	
		2 金澤町家情報館に関する事項	」

「		3 用水・惣構堀の保全に関する事項	に
		4 歴史のみち筋の整備に関する事項	
		5 寺社風景の保全に関する事項	
		6 課の庶務に関する事項	
	7 他係に属しない事項		
	歴史建造物係	1 歴史建造物の保全及び整備に関する事項	
	2 伝統的建造物群保存地区に関する事項		
3 こまちなみ保存区域に関する事項			
4 金澤町家の保全及び活用に関する事項			
5 金澤町家情報館に関する事項			
6 公益社団法人金沢職人大学校に関する事項	」		

改め、同条第2項中「オリンピック関連事業推進室」を「国民文化祭推進室」に、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業の企画、調整及び推進」を「第38回国民文化祭及び第23回全国障害者芸術・文化祭の開催」に改める。

第7条第1項の表中

「		4 労働状況に係る調査及び研究に関する事項	を
		5 公益社団法人金沢市シルバー人材センターに関する事項	
		6 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンターに関する事項	
	働き方改革推進室	1 働き方改革の推進に関する事項	

「		4 働き方改革の推進に関する事項	に
		5 労働状況に係る調査及び研究に関する事項	
		6 公益社団法人金沢市シルバー人材センターに関する事項	
		7 公益財団法人金沢勤労者福祉サービスセンターに関する事項	

改める。

第9条の表中「(地域コミュニティ活性化推進室、市民活動サポートセンター及び金沢学生のまち市民交流館が所管する事項を除く。)」を削り、

「		2 住居表示等に関する次に掲げる事項(地域コミュニティ活性	」
---	--	-------------------------------	---

	化推進室が所管する事項を除く。) <ul style="list-style-type: none"> ア 町名及び町の区域の変更に関する事項 イ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。） 3 局の所管事務で他課に属しない事項	を
地域コミュニティ活性化推進室	1 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項 2 旧町名の復活の推進に関する事項	
市民活動サポートセンター	1 市民活動団体等の活動への支援に関する事項 2 市民活動団体等の相互の連携の促進に関する事項 3 市民活動サポートセンターの管理運営に関する事項	
金沢学生のまち市民交流館	1 学生と市民との交流の促進に関する事項 2 自主的なまちづくり活動に対する支援に関する事項 3 金沢学生のまち市民交流館の管理運営に関する事項	

	2 地域コミュニティの活性化の推進に関する事項 3 住居表示等に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 旧町名の復活の推進に関する事項 イ 町名及び町の区域の変更に関する事項 ウ 住居表示の整備に関する事項（市民課が所管する事項を除く。） 4 市民活動サポートセンターに関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民活動団体等の活動への支援に関する事項 イ 市民活動団体等の相互の連携の促進に関する事項 ウ 市民活動サポートセンターの管理運営に関する事項 5 金沢学生のまち市民交流館に関する次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> ア 学生と市民との交流の促進に関する事項 イ 自主的なまちづくり活動に対する支援に関する事項 ウ 金沢学生のまち市民交流館の管理運営に関する事項 6 局の所管事務で他課に属しない事項	に、
--	---	----

受付第2係	1 戸籍の届書の受付に関する事項	を
受付第3係	1 郵便による戸籍の証明書、住民票の写し等の請求の受付、作成及び発送に関する事項	

受付第2係	1 郵便による戸籍の証明書、住民票の写し等の請求の受付、作成及び発送に関する事項	に、
-------	--	----

記録係	1 戸籍の記録及び整備に関する事項 2 人口動態に関する事項 3 犯罪、成年被後见人及び破産に関する事項	を
-----	--	---

戸籍係	1 戸籍の届書の受付に関する事項 2 戸籍の記録及び整備に関する事項 3 人口動態に関する事項 4 犯罪、成年被後见人及び破産に関する事項	に
-----	--	---

改める。

第11条の表中

青少年健全育成センター	青少年健全育成係	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域の子どもの育成に関する活動の支援に関する事項 2 青少年の育成に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 3 学習用教材の収集及び貸出しに関する事項 4 教育プラザの施設の維持管理に関する事項 	を
長土堀青少年交流センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年教育の推進に関する事項 2 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 3 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項 4 青少年野外体験施設に関する事項 5 長土堀青少年交流センターの管理運営に関する事項 	

青少年健全育成センター	青少年健全育成係	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年の育成支援に関する事項 2 青少年の育成に関する教材等の専門的又は技術的な事項の調査及び研究に関する事項 	に
長土堀青少年交流センター		<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年関係団体の育成及び指導に関する事項 2 青少年相互及び青少年と他の世代との交流の促進に関する事項 3 青少年野外体験施設に関する事項 4 長土堀青少年交流センターの管理運営に関する事項 	

改める。

第12条の表中

	分別推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の分別の推進に関する事項 2 臨時のごみ等の収集に関する事項 3 廃棄物の不法投棄の防止及び不法投棄された廃棄物の回収に関する事項 	を
家庭ごみ対策室		<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 2 家庭系廃棄物の適正処理指導に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項 	
事業ごみ対策室		<ol style="list-style-type: none"> 1 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 2 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 3 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関する事項 4 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可に関する事項 5 一般廃棄物処理施設の設置届出の受理に関する事項 6 産業廃棄物処理施設の管理に係る指導に関する事項 7 浄化槽清掃業の許可に関する事項 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項 	

	家庭ごみ対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 2 家庭系廃棄物の適正処理指導に関する事項 3 事業者及び市民によるリサイクル活動の推進に関する事項
	事業ごみ対策係	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業系廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用に関する事項 2 事業系廃棄物及び産業廃棄物の適正処理指導に関する事項 3 一般廃棄物処理業及び産業廃棄物処理業の許可に関する事項

	4 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可に関する事項 5 一般廃棄物処理施設の設置届出の受理に関する事項 6 産業廃棄物処理施設の管理に係る指導に関する事項 7 浄化槽清掃業の許可に関する事項 8 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する許可に関する事項	に
分別推進係	1 廃棄物の分別の推進に関する事項 2 臨時のごみ等の収集に関する事項 3 廃棄物の不法投棄の防止及び不法投棄された廃棄物の回収に関する事項	

改める。

第13条の表中

	4 公益財団法人金沢まちづくり財団に関する事項 5 課の庶務に関する事項 6 他係に属しない事項	を
--	--	---

	4 課の庶務に関する事項 5 他係に属しない事項	に
--	-----------------------------	---

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第9号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「オリンピック関連事業推進室」を「国民文化祭推進室」に改める。

第10条第2項中「所管局長」と、オリンピック関連事業推進室にあつては「オリンピック関連事業推進室長」を「所管局長」に改める。

別表第1契約アの表中「及び最低制限価格」を「最低制限価格及び最低制限価格基準額」に改め、別表第1支出アの表中「非課税世帯等臨時特別給付金」を「法令、条例、規則又は告示で交付基準が定まっている交付金で一の年度で制度が終了するもの（翌年度に繰り越すものを含む。）」に改め、別表第1収入の表中「定められた歳入」を「定められたもの（使用料、手数料及び延滞金を除く。）」に、「延滞金」を「もの（使用料、手数料及び延滞金に限る。）」に改める。

別表第2第2項の表中

	3 文書の収発記号の決定				○		を
	3 文書番号となる記号の決定				○		に
	4 特定歴史公文書等の利用の可否の決定			○	○ (軽易なもの)		

改め、別表第2第8項の表中

青少年健全育成センター	1	青少年健全育成センターの体育館の使用承認等				○	
	2	学習用教材の使用承認等				○	
	3	少年の補導の実施に関すること。				○	
	4	長土堀青少年交流センターの使用承認等				○	
	5	青少年野外体験施設の使用承認等				○	

を

青少年健全育成センター	1	少年の補導の実施に関すること。				○	
	2	長土堀青少年交流センターの使用承認等				○	
	3	青少年野外体験施設の使用承認等				○	

に

改め、同表の摘要を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第10号

市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を改正する規則

第1条 市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則（昭和47年規則第17号）の一部を次のように改正する。

「金沢市総合治水対策の推進に関する条例（平成21年条例第5号）第14条第1項の規定による雨水排水計画の協議、同条例第15条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告、同条例第16条第1項の規定による報告の受理及び同条第2項の規定による調査に関する事務（合流式の公共下水道により下水を排除し、又は処理すべき地域として市長が指定する地域内における同条例第2条第5号に規定する開発事業に係るものに限る。）」を「次に掲げる事務」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 金沢市総合治水対策の推進に関する条例（平成21年条例第5号）第14条第1項の規定による雨水排水計画の協議、同条例第15条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告、同条例第16条第1項の規定による報告の受理及び同条第2項の規定による調査に関する事務（合流式の公共下水道により下水を排除し、又は処理すべき地域として市長が指定する地域内における同条例第2条第5号に規定する開発事業に係るものに限る。）
- (2) 本市が出資する法人（金沢エネルギー株式会社に限る。）の経営状況の確認に関する事務
- (3) ガス事業清算事業及び発電事業清算事業に関する事務（予算を調製すること、決算を金沢市監査委員の審査及び議会の認定に付すことその他法令の規定により市長の権限とされている事項に関する事務を除く。）

第2条 市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則の一部を次のように改正する。

第3号を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正前の市長事務の一部を金沢市公営企業管理者に委任する規則第3号に規定するガス事業清算事業及び発電事業清算事業に関する事務のうち、これらの事業に係る令和4年度の予算及び決算に関する事務については、なお従前の例による。

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第11号

金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

金沢市衛生事務委任に関する規則（昭和23年規則第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第15号の3を同条第15号の4とし、同条第15号の2の次に次の1号を加える。

(15)の3 石川県動物の愛護及び管理に関する条例（令和3年石川県条例第34号。以下この号において「条例」という。）に関する事項

ア 条例第16条第1項及び第17条の規定による届出の受理に関すること。

イ 条例第18条第1項の規定による通報の受理に関すること。

ウ 条例第19条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関すること。

エ 条例第20条第1項及び第2項の規定による必要な措置の命令に関すること。

オ 条例第21条第1項の規定による収容に関すること。

カ 条例第21条第2項の規定による捕獲に関すること。

キ 条例第21条第4項の規定による捕獲の委託に関すること。

ク 条例第22条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知又は公示及び返還に関すること。

ケ 条例第22条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による処分に関すること。

コ 条例第23条の規定による譲渡しに関すること。

サ 条例第24条第1項の規定による薬物による捕獲及び周知に関すること。

シ 条例第25条の規定による報告の徴収に関すること。

ス 条例第26条第1項の規定による立入検査に関すること。

第2条第16号の2を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第12号

職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第15号中「中学校就学の始期に達するまでの子（）」を削り、「含む。」を「含む。以下この号において同じ。）、父母、子（配偶者）」に、「を養育する職員が、その子」を「、配偶者の父母その他市長が定める者」に、「かかったその子」を「かかったこれらの者」に改め、「世話又は」の次に「中学校就学の始期に達するまでの子の」を加え、「その養育する」を削る。

（金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項第7号中「中学校就学の始期に達するまでの子（）」及び「」の子を含む。」を削り、「を養育する」を「、父母、子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）、配偶者の父母その他市長が定める者を」に、「その子の看護」を「看護」に、「かかったその子」を「かかったこれらの者」に改め、「世話又は」の次に「中学

校就学の始期に達するまでの子の」を加え、「のため」を「をするため」に改め、「その養育する」を削る。

第18条第1項中「、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ」を削り、「特定職に」を「任命権者を同じくする職に」に改める。

第19条第1項中「であって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第13号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第2条第3号ア(ウ)」を「第2条第3号ア(イ)」に改める。

第17条中「第22条第2号イ」を「第22条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 相 川 一 郎

●金沢市規則第14号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「公益財団法人金沢まちづくり財団」を「公益財団法人金沢子ども科学財団」に改める。
公益財団法人金沢子ども科学財団

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年(2022年)3月11日 印刷

令和4年(2022年)3月11日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄